

平成 30 年 5 月 12 日作成

平成 30 年 7 月 18 日更新

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2018 年対策 旅行業務取扱管理者試験

標準テキスト 2. 旅行業法・約款

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

・2018 年対策 旅行業務取扱管理者試験

標準テキスト 2. 旅行業法・約款 4 版（平成 30 年 2 月 9 日発行）

ISBN 978-4-86486-521-0

改訂内容

【旅行業法テキスト Category 8 取引条件の説明と契約書面の交付】

＜※「旅行業法・約款 テキスト P41～47 取引条件の説明と契約書面の交付」の内容が一部改正（住宅宿泊事業法（通称「民泊新法」）の施行に伴う改正：6月15日から施行）されました。以下の「改正後」の内容にて学習ください。＞（下線部分が改正点になります。）

取引条件の説明事項、取引条件の説明書面及び契約書面の記載事項に、『企画旅行契約においては、旅行者が旅行者等に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスに企画旅行の実施のために提供される届出住宅（住宅宿泊事業法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。）における宿泊のサービスが含まれる場合にあっては、宿泊サービス提供契約（住宅宿泊事業法第12条に規定する宿泊サービス提供契約をいう。）を締結する住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅』が、『企画旅行以外の旅行契約（手配旅行契約）においては、旅行業務として住宅宿泊事業法第2条第8項第1号に掲げ

る行為を取り扱う場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅』が追加されました。

【旅行業法テキスト Category14 禁止行為・登録の取消し等】

＜※「旅行業法・約款 テキスト P64 Section1 禁止行為」の内容が一部改正(住宅宿泊事業法(通称「民泊新法」)の施行に伴う改正:6月15日から施行)されました。以下の「改正後」の内容にて学習ください。>(下線部分が改正点になります。)

1-2. 旅行者等又はその代理人、使用人その他の従業者に禁止されている行為

- (1) 旅行者に対し、旅行地で施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること
- (2) 旅行者に対し、旅行地で施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること
- (3) 上記の(1)(2)に関して広告をすること
- (4) 旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして次の行為をすること
 - ① 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為
 - ② 旅行者に対し、旅行地で特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為
 - ③ **宿泊のサービスを提供する者(旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者を除く。)と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為**

【運送約款及び宿泊約款テキスト Category2 国内航空運送約款】

上記教材におけるANA（全日本空輸）の国内航空運送約款の改正（6月20日から適用）による改訂でございます。（下線部分が改正点）

頁	内 容
<p>旅行業法・約款テキスト 181ページ 国内航空運送約款 2-2. 有効期間 (2)</p>	<p>(改正前)航空券で予約事項に搭乗予定便が含まれないものは、航空券の発行の日の翌日から起算して1年間(ANAの場合は90日間)有効とする。ただし、航空会社が特定の旅客運賃を適用する航空券について別段の定めをした場合はこの限りではない。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)航空券で予約事項に搭乗予定便が含まれないものは、航空券の発行の日の翌日から起算して1年間有効 <u>(ANAの場合も1年間)</u>とする。ただし、航空会社が特定の旅客運賃を適用する航空券について別段の定めをした場合はこの限りではない。</p>
<p>旅行業法・約款テキスト 183ページ 国内航空運送約款 2-4. 座席の予約 (6)</p>	<p>(改正前) 座席予約の申込みは、航空会社の事業所において搭乗希望日の2か月前より受け付ける。ただし、航空会社が特定の旅客運賃を支払う旅客につき別段の定めをした場合は、この限りではない。</p> <p>↓</p> <p>(改正後) 座席予約の申込みは、航空会社の事業所において搭乗希望日の2か月前より <u>(ANAの場合、平成30年6月20日から同年6月30日までは2か月前より、平成30年7月1日から同年8月27日まで</u> <u>は平成30年10月27日搭乗分まで、平成30年8月28日から同年9月2日までは平成30年11月2日搭乗分まで、平成30年9月3日からは355日前より)</u> 受け付ける。ただし、航空会社が特定の旅客運賃を支払う旅客につき別段の定めをした場合は、この限りではない。</p>

<p>旅行業法・約款テキスト 187ページ 国内航空運送約款 3-5. 払戻期間</p>	<p>(改正前) 旅客運賃及び料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して10日以内に限り行う。</p> <p>↓</p> <p>(改正後) 旅客運賃及び料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して10日以内(<u>ANAの場合は30日以内</u>)に限り行う。</p>
--	--

【旅行業法テキスト Category3 営業保証金制度】

＜※旅行業法テキスト P16～23 営業保証金制度につきまして、「P18～19 Section3 営業保証金の供託額」の内容が一部改正(4月1日から施行)されました。以下の「改正後」の内容にて学習ください。＞(下線部分が改正点になります。)

改正点のポイントは以下となります。

1. 地域限定旅行業者の営業保証金の最低額が、100万円(取引額が5,000万円未満の場合)から、15万円(取引額が400万円未満の場合)になりました。
2. 第1種旅行業者の営業保証金の供託額につきまして、“従来の営業保証金の額の別表が別表第1”とする営業保証金の額となり、“新たに定められた別表第2”の営業保証金の額を“加算”したものが、第1種旅行業者の営業保証金の供託額となりました。

【第1種旅行業者の営業保証金の額＝別表第1(従来)＋別表第2(新規)】

別表第1

前事業年度における旅行業務 に関する旅行者との取引の額	営業保証金の額			
	第1種	第2種	第3種	地域限定
<u>400万円未満</u>	7,000万円	1,100万円	300万円	<u>15万円</u>
400万円以上 5,000万円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	100万円
5,000万円以上 2億円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	300万円
2億円以上 4億円未満	7,000万円	1,100万円	450万円	450万円
4億円以上 7億円未満	7,000万円	1,100万円	750万円	750万円
7億円以上 10億円未満	7,000万円	1,300万円	900万円	900万円
10億円以上 15億円未満	7,000万円	1,400万円	1,000万円	1,000万円
15億円以上 20億円未満	7,000万円	1,500万円	1,100万円	1,100万円
20億円以上 30億円未満	7,000万円	1,600万円	1,200万円	1,200万円
30億円以上 40億円未満	7,000万円	1,800万円	1,300万円	1,300万円
40億円以上 50億円未満	7,000万円	1,900万円	1,400万円	1,400万円
50億円以上 60億円未満	7,000万円	2,300万円	1,600万円	1,600万円
60億円以上 70億円未満	7,000万円	2,700万円	1,900万円	1,900万円
70億円以上 80億円未満	8,000万円	3,000万円	2,200万円	2,200万円
80億円以上 150億円未満	10,000万円	3,800万円	2,700万円	2,700万円
150億円以上 300億円未満	12,000万円	4,600万円	3,200万円	3,200万円
300億円以上 500億円未満	13,000万円	4,800万円	3,400万円	3,400万円
500億円以上 700億円未満	14,000万円	5,300万円	3,800万円	3,800万円

700 億円以上	1,000 億円未満	15,000 万円	5,500 万円	4,000 万円	4,000 万円
1,000 億円以上	1,500 億円未満	16,000 万円	6,000 万円	4,300 万円	4,300 万円
1,500 億円以上	2,000 億円未満	18,000 万円	6,600 万円	4,700 万円	4,700 万円
2,000 億円以上	3,000 億円未満	20,000 万円	7,600 万円	5,400 万円	5,400 万円
3,000 億円以上	4,000 億円未満	25,000 万円	9,200 万円	6,600 万円	6,600 万円
4,000 億円以上	5,000 億円未満	30,000 万円	11,000 万円	7,900 万円	7,900 万円
5,000 億円以上	1 兆円未満	35,000 万円	13,000 万円	9,300 万円	9,300 万円
1 兆円以上	2 兆円未満	45,000 万円	17,000 万円	12,000 万円	12,000 万円
	2 兆円以上 1 兆円につき	10,000 万円	3,000 万円	2,500 万円	2,500 万円

別表第2

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額のうち、本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)に係るもの	営業保証金の額
8 億円未満	0 円
8 億円以上 9 億円未満	900 万円
9 億円以上 15 億円未満	1,100 万円
15 億円以上 35 億円未満	1,300 万円
35 億円以上 55 億円未満	1,500 万円
55 億円以上 75 億円未満	1,600 万円
75 億円以上 110 億円未満	1,700 万円
110 億円以上 160 億円未満	1,800 万円
160 億円以上 220 億円未満	2,000 万円
220 億円以上 330 億円未満	2,200 万円
330 億円以上 440 億円未満	2,800 万円
440 億円以上 550 億円未満	3,400 万円
550 億円以上 1,000 億円未満	3,900 万円
1,000 億円以上 2,100 億円未満	5,000 万円
2,100 億円以上 1,000 億円につき	1,100 万円

※弁済業務保証金分担金の額は、上記の別表第1と別表第2の営業保証金の額の5分の1相当額である。

以 上